

米国における複数の受注者との数量未確定契約 (1) 概要と適用状況

森田 康夫¹・天満 知生²・佐渡 周子³・勝山 浩利⁴

¹正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地)
E-mail: morita-y92tc@nilim.go.jp

²正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地)
E-mail: tenma-t924a@nilim.go.jp

³国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地)

⁴一般社団法人 国際建設技術協会 (〒162-0811 東京都新宿区水道橋3-1)

国土交通省直轄工事の調達では個別事業毎の一般競争入札かつ総合評価落札方式が一般的である。一方、調達対象が新設のみならず、維持管理から災害時の応急復旧など多岐に渡り、さらに受発注者の入札手続きに係る労力を考慮した場合に、各目的に応じた多様な調達手法の導入が求められる。

本論文は我が国の調達制度の参考となるよう、米国で事前に発注量が明確でない物品・サービスの調達について、発注者が複数の受注者と複数年契約を締結する数量未確定契約を調査し、その概要と適用状況を取りまとめたものである。その結果、同契約による調達のフロー、基本契約の契約者数や契約総額および基本契約に基づくタスクオーダーの契約額等が明らかになった。

Key Words : *Multiple-Award Contract, Indefinite Delivery Indefinite Quantity Contract, Task Order*

1. はじめに

国土交通省直轄工事においては、一般的に個別事業毎に調達手続きが行われ、現在では一般競争入札かつ総合評価落札方式が主流となっている。一方、調達の対象は新設のみならず、維持管理、修繕や災害時の応急復旧、その後の復興など多岐に渡り、画一的な調達手法では、受発注者双方の調達にかかる業務量の増加や、迅速な対応が困難となる懸念があり、各目的に応じた多様な調達手法の導入が求められる。

本論文は我が国での調達制度の参考とするため、米国で用いられている数量未確定契約 (IDIQ: Indefinite Delivery Indefinite Quantity Contract) を対象とし、関連規定の文献調査、インターネット上の公告サイトでの事例収集および整理、ならびに個別事例の分析に基づき同手法の概要と適用状況を整理したものである。

2. 数量未確定契約の概要

(1) 導入の背景

1994年の連邦調達合理化法 (FASA : Federal Acquisition

Streamlining Act) において、数量未確定契約をその1つの形態とするタスク・デリバリーオーダー契約が規定され、同契約が法令において調達の一手法として明確に位置づけられた。従前も単一者との契約によるタスク・デリバリーオーダー契約が用いられていたが、価格の安定や受注者の能力向上に課題があり¹⁾、本法の制定を契機に複数者契約が通常的手法として確立した。

(2) 連邦調達規則

a) 未確定調達契約[FAR16.5]

米国の連邦政府機関の調達手続きは、連邦規則集 (CFR : Code of Federal Regulation) Title 48 の第1章、連邦調達規則 (FAR : Federal Acquisition Regulation) にまとめられている。パート 16 「契約の種類」のサブパート 16.5 で未確定調達契約について規定されている。サブパート 16.5 の構成は表-1のとおりである。

16.501-2 の総則では、未確定調達契約が「契約時には正確な時期および/または数量が不明な物品および/またはサービスの調達のために適切なタイプが用いられる」とし、その基本契約として 16.502 数量確定契約、16.503 要求契約および 16.504 数量未確定契約の3つのタイプを規定している。このうち、16.501-1 で定義される

タスク・デリバリーオーダー契約に該当するのは、要求契約と数量未確定契約である。要求契約は単一者契約であるのに対して、数量未確定契約は複数者契約を優先とする。要求契約はその推定契約総額が1億300万ドルを超える場合、原則として契約の締結をできない。

表-1 サブパート16.5の構成

16.5 未確定調達契約 (Indefinite-Delivery Contracts)
16.500 本サブパートの内容・範囲
16.501-1 定義
16.501-2 総則
16.502 数量確定契約 (Definite-quantity contracts)
16.503 要求契約 (Requirements contracts)
16.504 数量未確定契約 (Indefinite-quantity contracts)
16.505 発注 (Ordering)
16.506 入札案内書 (Solicitation) および契約書の条項

b) 数量未確定契約[FAR16.504]

数量未確定契約に関する規定を表-2に抜粋する。

表-2 数量未確定契約に関する規定 (抜粋)

<p>(a) 説明：数量未確定契約は定められた期間に、明記された限度内で未確定量の物品やサービスを提供する。政府は個々の要求に応じて発注する。限度量を数量またはドル価値で表示できる。</p> <p>(1) 契約書に記載された物品またはサービスの最低量について政府が発注し、受注者が供給することを要求しなければならない。さらに、もし発注があれば、受注者は記載された最大量以内で、いかなる追加の供給もしなければならない。契約担当官は市場の調査、同種の物品やサービスの直近の契約の傾向、またはその他の適切な根拠により合理的な最大量を設定しなければならない。</p> <p>(4) 数量未確定の入札案内書と契約書では</p> <p>(i) オプションによる延長を含む契約期間を明記する。</p> <p>(ii) 基本契約で調達する最小・最大量を明記する。</p> <p>(iii) 提案者が提案を提出するか判断できるよう、仕事の説明、仕様または物品・サービスの内容・範囲、複雑さそして目的がわかる他の説明を含める。</p> <p>(iv) 発注時の受注者への通知方法を含め、発注時の手続きについて記す。複数者契約とする場合、公正な機会を提供するための手続きと選定基準について明記する。</p> <p>(b) 適用：契約担当官は、政府がその最小量以外に、基本契約期間中に要求する明確な数量を事前に予測できない時に数量未確定契約を利用できる。契約担当官は要求が繰り返し発生する場合にのみ数量未確定契約を使用するものとする。</p> <p>(c) 複数者契約の優先— (1) 調達の計画</p> <p>(i) 契約担当官は最大限実行可能な限り、同種または類似の物品やサービスについて1つの入札案内により、2者以上を契約の相手方として特定し、数量未確定契約が複数者契約となるよう優先させなければならない。</p> <p>(ii) (B) 契約担当官は、以下のいずれかに該当する場合は、複数者契約を使用してはいけない。</p> <p>(1) サービスが特殊または高度に専門的で、要求されるレベルでのサービスの提供が一者しかできない場合</p> <p>(2) 契約担当官の市場についての知識から、単一者契約とすることにより、金額を含むより良い契約条件をもた</p>

<p>らす可能性がある場合</p> <p>(3) 予測される複数者契約の運営費が利益を上回る場合</p> <p>(4) 予定されるタスクオーダーが一体的に関連していて、合理的に一人だけが履行できる場合</p> <p>(5) 契約金額総額の積算が簡易調達基準値より低い場合</p> <p>(6) 複数者契約が政府にとっての最善策ではない場合</p>

c) 発注 [FAR16.505]

基本契約に基づく発注の概要を表-3に示す。

表-3 発注に関する規定 (抜粋)

<p>(a) 概要</p> <p>(2) 個々の発注では、完全にコストまたは価格が設定されるよう全てのサービスまたは物品を明確に記す。発注は契約書に記載された内容・範囲内で、実施時期内に行われ、そして契約の最大額以内でなければならない。</p> <p>(7) 未確定調達契約に基づく発注には以下の情報を含めなければならない。</p> <p>(i) 発注日</p> <p>(ii) 契約番号と発注番号</p> <p>(iii) 物品とサービスについては契約項目番号と説明、数量と単価または予定される価格またはフィー</p> <p>(iv) 配達または実施予定日</p> <p>(v) 配達または実施場所 (受取人を含む)</p> <p>(b) 複数者契約による発注</p> <p>(1) 公正な機会</p> <p>(i) 契約担当官は\$3,000を超える発注については原則、各受注者に公正な機会を提供しなければならない。</p> <p>(ii) (B) 望ましい契約者への割り当てや指名といった公正な機会の提供にならない方法を使用しない。</p> <p>(E) 発注において価格やコストを選択決定の1要素として考慮する。</p>

(3) 発注機関における運用

発注機関となる主要な省庁・組織は、FAR に対する補完規則を作成している。なお、FAR の規定上にはない名称が発注機関で用いられており、陸軍および連邦道路庁では複数者の基本契約を MATOC (Multiple Award Task Order Contract)、海軍および空軍の建設分野では MACC (Multiple Award Construction Contract) と称している。また基本契約に基づく個々の発注は、主にタスクオーダーと称されており、以下、本論文でも同名称を使用する。

(4) 調達のフロー

これまでの内容および個別事例の分析を行った天満他 (2014)²⁾を基に、数量未確定契約による調達のフローを図-1に整理する。

基本契約の入札案内書に記載される事項はFARの規定に基づく。その後、受注者の選定に際し、各応札者より過去実績、技術提案および価格提案を求める。価格提案については最初のタスクオーダーの見積表に単価を記載するケースが多い。審査については技術提案と価格提案の組合せによるトレードオフのベストバリュー、または

技術的に許容可能な提案での最低価格（LPTA）のいずれかで契約の相手を選定するのが一般的である。

タスクオーダーにおいては、公正な機会により基本契約者すべてに入札案内の通知が出される。入札は価格のみの提出により最低価格で落札者を選定するのが主流であり、入札案内書には提案者がコストまたは価格を設定できるよう、サービスまたは物品の内容を明確に記載する必要がある。

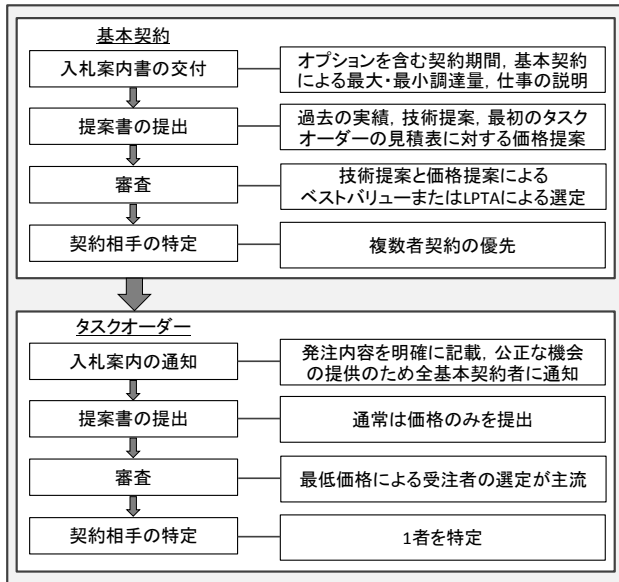


図-1 数量未確定契約による調達フロー

(2) 基本契約

a) 契約期間

大部分の案件が基本契約期間を1年とし、オプションによる1年毎の延長期間を設定している。USACEでは様々なパターンが用いられているが、全体では基本年1年+オプションが1年×4回という設定が最も多い。当初から5年、またはオプションを含めると最大5年の契約期間が設定されている案件が半数以上を占めている。FARの規定上、複数年契約の契約期間は5年以下とされており、その期間を最大限に利用する案件が多いことがわかる。

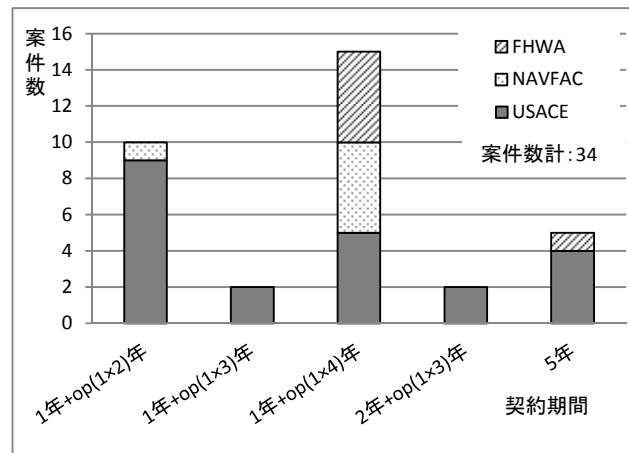


図-2 複数年基本契約期間

3. 数量未確定契約の適用状況

(1) データ収集

陸軍工兵隊（USACE）、海軍施設技術部（NAVFAC）、連邦道路庁（FHWA）で2011年1月～2014年1月までに契約された建設分野での数量未確定契約の適用状況を、FedBizOpps.Gov³⁾より整理した。調査の対象となる調達の北米産業分類システム（NAICS）における分類を表-4に示す。タスクオーダーは公告の義務がないため、掲載されているデータは一部に限られることに留意する必要があるが、全体的な傾向は見て取れると考えられる。複数者による基本契約（MATOC、MACC）を39案件抽出した。また公告ごとに掲載内容が異なるため、案件数の合計は項目毎に異なる。

表-4 調査対象の調達の分類

NAICS コード	分類名
237110	上下水道と関連構造物の建設
237130	電力・通信線と関連構造物の建設
237310	高速道路、道路と橋梁建設
237990	その他土木建設工事

b) 契約者数

特定通知で契約者数が確認できたものを図-3に示す。基本契約者数は、3～5者の案件が多いものの、10者以上の案件も見られる。なお入札案内書では、具体的な数を示すことは少なく、最大または最少の契約者数を示すものがほとんどである。

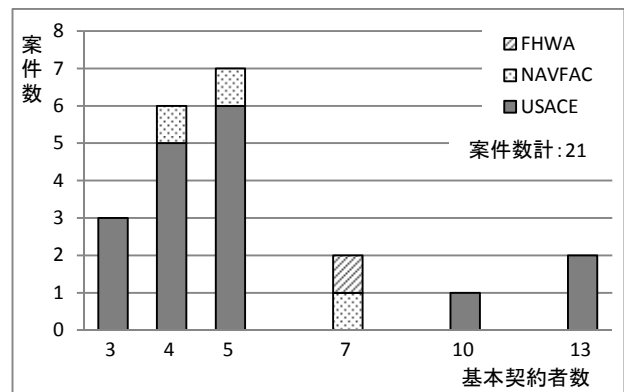


図-3 基本契約者数

c) 基本契約総額

基本契約総額は、一般に全契約者を対象とし、オプション年を含む総額が示されている。基本契約の総額の分

布を図-4に示す。600万ドルから2億ドルと幅があり、想定される工事に応じて発注機関が柔軟に設定しているものと推測される。全体では4,500万ドルから5,000万ドルの案件が半数以上を占めている。

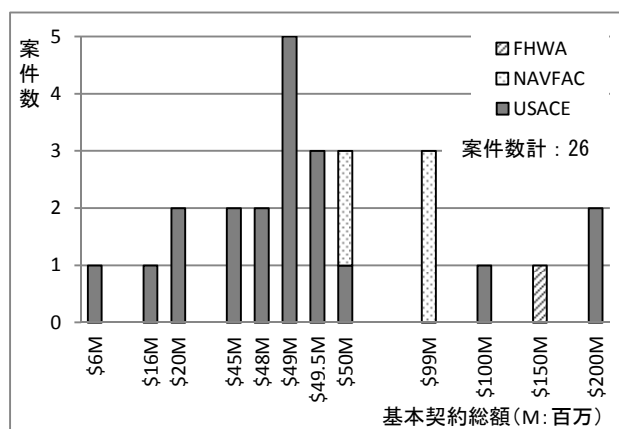


図-4 基本契約総額

(3) タスクオーダー

タスクオーダーの契約額を図-5に示す。100万ドルから1,000万ドルの案件が6割以上を占めているが、5万ドル以下や2,000万ドル以上の案件もある。

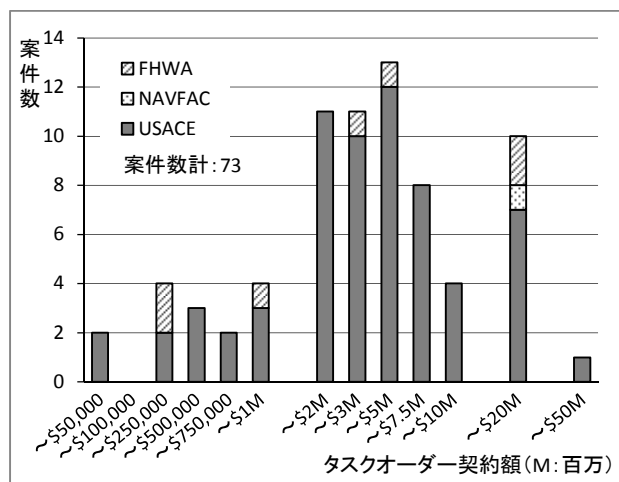


図-5 タスクオーダーの契約額

4. まとめ

数量未確定契約の概要および適用状況の整理により以下の事項が明らかになった。

- 基本契約の受注者の選定については過去の実績や技術提案を重視している一方、タスクオーダーでは価格競争が主流であり、手続きの簡素化が図られている。事前に数量が不明でも、発注機関の要求が具体化した際に迅速に調達できるため、合理的な調達手法と言える。
- 基本契約の契約期間について各発注機関は FAR の規定する最大期間を活用しながら、契約者の固定化を防ぎ、競争性の確保に努めていると言える。特に基本契約期間とオプションを組み合わせることにより、発注機関の自由度は増大している。
- 契約者数について 3~5 者程度に限定する案件が多数を占めているが、一方 10 者以上とする少数の案件が存在し、発注機関は目的に応じて契約者数を設定し、競争性と効率性を確保していると推察される。
- タスクオーダーの契約額について 100 万ドルから 1,000 万ドルが中心ではあるが、5 万ドル以下の少額の案件や約 2,000 万ドル以上の高額の場合もあり、本契約が多様な建設工事に使用されていることが推察できる。

参考文献

- 1) Office of Federal Procurement Policy (OFPP), Office of Management and Budget (OMB), Executive Office of the President: Best Practices for Multiple Award Task and Delivery Order Contracting, interim edition, Chapter 2, 1997
- 2) 天満, 森田, 佐渡, 勝山: 米国における複数の受注者との数量未確定契約 (2) 事例分析, 土木学会 2014
- 3) FedBizOpps.Gov, Federal Business Opportunities (<https://www.fbo.gov/>)

(2014. 10. 21 受付)

General Outline and Implementation status of Multiple-Award Indefinite Delivery Indefinite Quantity Contracts in the United States

Yasuo MORITA, Tomoo TEMMA, Chikako SADO and Hirotooshi KATSUYAMA

Open bidding and comprehensive evaluation are generally applied to procurement, with respect to each construction project, by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism in Japan. However diversification of the procedure according to its objective is necessary to improve effectiveness.

Multiple-Award Indefinite Delivery Indefinite Quantity Contracts are used in order to streamline procurement procedure in the United States. As reference for the Japanese procurement system, research was conducted on legal documents and such notices as solicitations and award notices on the web site related with this procurement method. This paper provides the general outline and implementation status as the findings of the research.